

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の賦課徴収に関する事務(市民税・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、地方税の賦課徴収に関する事務(市民税・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務(市民税・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税) 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>市町村が市民を対象とする行政手続を適正に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>地方税の賦課徴収に関する事務は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、「市民税・府民税関連業務」、「軽自動車税関連業務」、「固定資産税・都市計画税関連業務」、「徴収関連業務」に分けて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>1. 「市民税・府民税関連業務」</p> <p>税金を負担する能力のある人すべてが均等に納める均等割と、所得に応じて納める所得割の額を算定し、納税通知書を送付する。</p> <ol style="list-style-type: none">①確定申告書、市・府民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などの課税資料を名寄せする②書類のチェック③課税資料データの入力依頼④The確定申告ヘデータ取込み及び確認⑤住民税システムヘデータ移行及び確認⑥各種控除の適用⑦家屋敷課税者の所得状況照会⑧納税通知書の作成⑨納税通知書の発送⑩減免申請の受付⑪減免に関する情報の照会⑫減免決定の通知⑬書類の整理・保管 <p>2. 「軽自動車税関連業務」</p> <p>毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、税額を決定し納税通知書を送付する。</p> <ol style="list-style-type: none">①軽自動車税申告書兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車検査協会からの軽自動車税申告書などの課税資料を名寄せする②書類のチェック③軽自動車税システムへ入力及び確認④納税通知書の作成⑤納税通知書の発送⑥減免申請の受付⑦減免に関する情報の照会⑧減免決定の通知⑨書類の整理・保管 <p>3. 「固定資産税・都市計画税関連業務」</p> <p>毎年1月1日(賦課期日)現在の土地、家屋及び償却資産の所有者に対し、その固定資産の価格を評価し、課税標準額及び税額を決定し納税通知書を発送する。</p> <ol style="list-style-type: none">①償却資産申告書の発送②償却資産申告書の受付③登記済通知書、償却資産申告書、各種申請書などの課税資料を名寄せする④書類のチェック⑤固定資産情報管理システムへ入力及び確認⑥家屋評価システムへ入力及び確認⑦償却資産データの固定資産税システムへ入力及び確認⑧固定資産税システムヘデータ移行及び確認⑨納税通知書の作成⑩納税通知書の発送⑪減免申請の受付⑫減免に関する情報の照会⑬減免決定の通知⑭書類の整理・保管

	<p>4. 「徴収関連業務」</p> <p>市民税・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税を納付期限までに納入しないものに対し、督促、催告及び滞納処分を行う</p> <p>①督促対象者抽出・一覧表の作成 ②督促状の作成 ③督促状の発送 ④納付勧奨受託業者による納付勧奨リスト作成 ⑤納付勧奨受託業者による納付勧奨 ⑥滞納者の住所、課税状況、収入状況などの調査 ⑦滞納管理システムへの情報入力 ⑧調査項目別にファイリング ⑨書類の整理・保管</p>
③システムの名称	<p>住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、宛名システム 国税連携システム The確定申告 イメージファイリング 団体内統合宛名システム 中間サーバー 滞納管理システム 住民基本台帳システムネットワークシステム</p>
<p>2. 特定個人情報ファイル名</p>	
<p>①個人住民税賦課情報ファイル ②軽自動車税賦課情報ファイル ③固定資産税賦課情報ファイル ④収納管理情報ファイル ⑤住民記録情報ファイル ⑥宛名情報ファイル ⑦納付情報ファイル</p>	
<p>3. 個人番号の利用</p>	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項（利用範囲） ・番号法第9条第3項 ・別表第1の16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第16条</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64, 65,66,67,70,71,74,80,84,85)の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119,120の項) 別表第2主務省令 (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22-3,22-4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,34, 35,36,37,38,39,39-2,40,43,43-3,43-4,44,44-3,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2-2,59-3の条) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 27の項 別表第2主務省令 (20条)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務グループ
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪狭山市役所総務部税務グループ 電話:総務部税務グループ 072-366-0011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪狭山市役所総務部税務グループ 電話:総務部税務グループ 072-366-0011

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和3年8月20日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和3年8月20日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪狭山市は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪狭山市は、地方税の賦課徴収に関する事務(市民税・府民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年6月26日	I 1. ②事業の概要	市民を対象とする行政手続を適正に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていないといけない。 地方税の賦課徴収に関する事務は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、「市民税・府民税関連業務」、「軽自動車税関連業務」、「固定資産税・都市計画税関連業務」、「徴収関連業務」に分けて特定個人情報を取り扱う。	市町村が市民を対象とする行政手続を適正に行い、また、市民の権利を保障するには、市民に関する正確な記録が整備されていないといけない。 地方税の賦課徴収に関する事務は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、「市民税・府民税関連業務」、「軽自動車税関連業務」、「固定資産税・都市計画税関連業務」、「徴収関連業務」に分けて特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和1年6月26日	I 1. ③システムの名称	COKAS R/AD II (住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム) 国税連携システム The確定申告 イメージファイリング 団体内統合宛名システム 中間サーバー 滞納管理システム	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、宛名システム 国税連携システム The確定申告 イメージファイリング 団体内統合宛名システム 中間サーバー 滞納管理システム 住民基本台帳システムネットワークシステム	事後	
令和1年6月26日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法第9条第3項 ・別表第1の16の項 ・番号法第19条第8項	1. 番号法 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法第9条第3項 ・別表第1の16の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 4. ②法律上の根拠	番号法 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67, 70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106, 107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、 事務の内容に地方税関係情報が含まれる項 (27の項)	番号法 (情報提供の根拠) (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66, 67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102, 103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22-3,22-4, 23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,34,35, 36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49, 49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3の条) (情報照会の根拠) (27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (第20条)	事後	
令和1年6月26日	I 5. ①部署	市民部 税務グループ	大阪狭山市総務部税務グループ	事後	
令和1年6月26日	I 5. ②所属長	税務グループ課長 山崎 正弘	課長	事後	
令和1年6月26日	I 7. 請求先	大阪狭山市役所市民部税務グループ 電話:市民部税務グループ 072-366-0011	大阪狭山市総務部税務グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I 8. 連絡先	大阪狭山市役所市民部税務グループ 電話:市民部税務グループ 072-366-0011	大阪狭山市総務部税務グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	II 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年2月12日 時点	事後	
令和1年6月26日	II 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年2月12日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I 4. ②法律上の根拠	番号法 (情報提供の根拠) (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66, 67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102, 103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) 別表第2主務省令 (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22-3,22-4, 23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,34,35, 36,37,38,39,40,43,43-3,43-4,44,44-2,45,47,49, 49-2,50,51,53,54,55,58,59,59-2,59-3の条) (情報照会の根拠) (27の項) 別表第2主務省令 (20条)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64, 65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,119,120の項) 別表第2主務省令 (1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22-3,22- 4,23,24,24-2,24-3,25,26-3,28,31,31-2,31-3,34, 35,36,37,38,39,39-2,40,43,43-3,43-4,44,44- 3,45,47,49,49-2,51,53,54,55,58,59,59-2-2,59-3 の条) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 27の項 別表第2主務省令 (20条)	事後	
令和3年9月17日	II 1. 対象人数	平成31年2月12日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年9月17日	II 2. 取扱者数	平成31年2月12日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	